国立大学法人電気通信大学光特別枠留学生に関する申合せ

- 第1条 この申合せにおける「光特別枠留学生」とは、「国費外国人留学生(研究留学生) の優先配置を行う特別プログラム」による「先端光科学研究に基づく学位取得プログラム」において、大学院博士後期課程の国費留学生として採用された者で、同プログラム による採択期間終了後引き続き本学に在籍する者をいう。
- 第2条 光特別枠留学生については、6ヶ月を限度として、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程第13条第2号に基づき、授業料の納入を要しないことができるものとする。
- 第3条 光特別枠留学生については、電気通信大学21世紀COE プログラム研究支援者に関する規程に準じて、研究支援者として雇用できるものとする。
- 第4条 前2条に該当する者については、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成22年9月28日から施行する。